

北海道告示第10361号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4年 3月18日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)	その他の 規格	生産業者		登録有 効期限
					名称	住所	
北海道 第2719号	魚かす 粉末	マルサミー ル55	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	該当なし	株式会社マ ルサ笹谷商 店	釧路市大楽 毛8番地の1 9	令和10年3月 22日